

萩・長門清掃一部事務組合職員の分限の手続及び効果に関する条例

令和 5 年 7 月 3 1 日 条例第 7 号

萩・長門清掃一部事務組合職員の分限の手続及び効果に関する条例（平成 2 2 年萩・長門清掃一部事務組合条例第 1 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果について必要な事項を定めるものとする。

（分限の手続等）

第 2 条 職員の分限の手続及び効果については、萩市職員の分限の手続及び効果に関する条例（平成 1 7 年萩市条例第 3 5 号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の萩・長門清掃一部事務組合職員の分限の手続及び効果に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の施行後は、第 2 条の規定により例によることとされている萩市職員の分限の手続及び効果に関する条例の例によりされたものとみなす。